

芦屋市環境処理センター施設整備について

1 施設整備の背景

西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議では、平成29年度から令和2年度にわたり広域化の実現可能性について、協議・検討を行ってきましたが、両市は、二酸化炭素排出量削減等の実現に向けて、それぞれ単独で焼却施設の整備と運営について創意工夫のもと、最大限の努力で取り組むとし、広域化については、将来の課題として認識し、隣接市として、ごみ処理行政での相互協力の推進を図っていくこととしています。

本市の焼却施設は平成8年3月の竣工後25年が経過し、延命のための改修工事を行い(平成21～26年度)、令和2年度まで、またそれ以降については令和11年度までの長期包括的運營業務委託により延命を図っています。

しかしながら、一般的な焼却施設については全国的に竣工後20～25年程度で廃止を迎えている施設が多く、本市の焼却施設及び資源化施設についても老朽化が進んでおり、搬入されたごみを効率的で安全かつ適正に処理するため、二酸化炭素排出量削減等の環境に配慮した施設を現在の用地内で段階的・計画的に整備していく必要があります。

2 施設整備の考え方

平成30年6月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、今後の廃棄物処理施設は、地域循環共生圏の核として機能しうる、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設であることが重要であるとしています。

地域に新たな価値を創出する多面的価値創出とは、

☞エネルギー利活用事業

☞災害時の防災拠点化事業

☞環境学習拠点・地域コミュニティ化事業

などがあり、本市に合った多面的価値を考えながら整備を進めていく必要があります。

3 施設整備の進め方

当審議会及び芦屋市環境処理センター運営協議会等で、ご意見の聴収・報告をさせて頂きながら、令和3年度中に「施設整備基本構想」を策定し、以降については「施設整備基本計画」に基づき施設整備を行ってまいります。

(施設整備スケジュール(案) 資料1)

4 基本構想策定の状況

(1) 検討体制

「芦屋市環境処理センター施設整備基本構想検討委員会」を設置。

委員は、副市長(委員長)・技監(副委員長)・企画部長・総務部参事・都市建設部長・市民生活部長 計6名で構成。

(2) 検討経過

第1回検討委員会(7月2日)

- ・環境処理センターの現状 資料2
- ・基本構想策定の背景と目的 資料3, 4
- ・ごみ処理の現状及び課題 資料5

第2回検討委員会(7月30日)

- ・ごみ処理技術の動向に関する調査 資料6
- ・焼却エネルギーの利活用に関する調査 資料6
- ・多面的価値を創出する廃棄物処理施設に関する調査 資料6

第3回検討委員会(8月5日)

- ・建替事業事例の調査

(3) 今後の進め方

検討委員会において、以下の議題についてさらに検討を進め、年内に基本構想(案)としてまとめる予定としています。

施設整備の方向性の検討、将来ごみ量及び施設規模の想定
建設用地及び全体配置の整理、事業スケジュールの想定 等

以 上